

## I 課題と方法

### 1 課題と設定

小論のテーマ設定にあたって、われわれは「養護児童」の形成とその社会的自立を念頭において、研究計画をたてた。

養護児童は、言うまでもなくなんらかの家庭生活を営む上での障害に基因し、家庭内で養育が行ない得なくなってしまった児童をさすが、そのような「養護児童」がどのような過程で顕存化するのか、またこうした児童が養護施設に入所し、やがて卒園した後にどのような社会的自立をはかるのかを研究の主眼とした。

子供の側からみれば、家庭から養護施設へ入所せざるを得ない状況を、広い意味での家族解体とみなすことは肯首しうるであろう。少なくとも一般に広く信じられている通念が、いかなる要因によって、またいかなる過程をふんで現象するのか、それを明らかにすることが第1の課題である。

第2に貧困の世代的継承といわれるような貧困層内部において再生産があるのか、あるとすればおそらく養護児童の社会的自立と深くかかわって現象するであろうから、養護施設卒園児の生活構造形成を検討すれば、ある程度解明することができると考え、卒園児の労働、消費生活、および社会的ネットワーク形成を分析することを課題とした。

### 2 研究の方法

#### (1) 貧困層の設定と貧困原因の解明の仮説

わたしたちは、養護児童をふくむ世帯を、広い意味での貧困層の一部分として考えている。

貧困層をどのように規定するのかという問題に関しては、すでにすぐれた研究があるしわれわれもそうした吟味を別に行っているので、詳しく述べる必要もないが、課題を分析するのに必要な限りで述べておけば、以下のとおりである。

個別に現象する貧困は、生活の単位としての世帯の生活状態としてあらわれるが、その際、前提とすべき家族・世帯を、夫婦と子供によって形成される「労働者家族」として指定する。

彼らの生活は、その主な生計保持者の職業的特徴・職のグレード・就労の安定度合、従業上の位置等々に強く規制された所得水準に従って、その消費生活の枠組が決められている。従って、その所得水準が、低い職のグレードや従業上の位置、そして又不安定な就労形態によって、結果として低所得であり、それによって低消費水準を内容とする世帯を「低所得・貧困」世帯と考える。それは単に個々バラバラの世帯の状態としてあらわれるだけでなく、その職業的特徴を指標とする職業階層により序列化され、今日の社会構成体の階級・階層構造にくみこまれた存在として「貧困層」を形成しているとみる。

貧困層は、有業無業を問わず、その消費生活水準が「公的」貧困層としての被保護世帯と実質的にはかわらないか、もしくはそれ以下の層として存在していると考えるが、養護児童を排出する世帯がすべて、このような層にくみこまれているわけではない。しかし、

以下に述べる仮説を前提として、総体としては貧困層の一部を構成していると概念してそれほど不都合はないと思われる。

すなわち、貧困におちいる原因は、その世帯によってまちまちであり、一見すると個別的、特殊的事情にあるようにみえるが、福祉の対象として顕存化する—例えば、生活保護を受給するとか、家族解体をして養護児童を排出するなど一のは、病気であるとか親の蒸発といった個別事情はいわば、「引き金」にすぎないのであって、もともと家族・世帯の形成時に低い所得と低い消費を内容とする「貧困・低所得層」にくみこまれていて、それが、個別にみえるような原因を契機として顕存化したと仮定したいのである。

そうでないと、今日養護児童問題の主要原因である両親の離別—それも圧倒的に生別を内容とするが—した世帯のすべてが、養護児童を排出するといった現実的でない一面的なみ方に行きあたらざるを得ないと考えたからである。

## (2) 「貧困の世代的再生産」論の検討

貧困の世代的再生産のモデルの検討は、共同研究者の一人である高山武志氏によって、英國の Deprivation 概念の吟味として、次のように展開している。

「貧困測定に直接かかわる貧困概念としての Deprivation の他で、戦後英國でもっとも社会の注目を受けたのは恐らく、Cycle of Deprivation(あるいは Transmitted Deprivation)の概念であろう。この概念は、1972 年、当時の保守党内閣の社会保障省大臣であったジョセフ・キース(Joseph Keith)が強調したものである。キースは、就学前遊戯集団協会での演説で、第 2 次大戦後、長期にわたる完全雇用と相対的繁栄およびコミュニティ・サービスの改善があったにもかかわらず、Deprivation や社会非適応が際わだって永続しているのは何故であるかと問い合わせながら、Deprivation を次のように定義づけている。

『Deprivation は、多く人々が現にしているのに比して、(ある)人々が心理的、情緒的、精神的に、彼等の可能性により接近させることを妨げている環境—それは“貧困、情緒的退廃、性格的不安、貧弱な教育成績、ディプレッション、絶望という形をとつて現われてくるものである”—』さらに、彼は、Deprivation が、世代を通して再生産されてくるプロセスを指摘した。キースは、Deprivation の原因をつぎの 4 つのグループに分類した。

1. 失業、低所得などの経済的要因、2. 低位な住宅、過密などの環境的要因、3. 病気、事故遺伝質などの個人的要因、4. 育児慣行などの要因であって、〔子供が恒常的な愛と指導を奪いされている(deprived)とき、その子供は、安定と成熟を得るにもっとも寄与する上おもわれる背景を奪いさられているのである。〕

上記の貧困原因に関する 4 分類からみると、キースの Cycle of Deprivation は、貧困を社会経済構造に関連して把える“構造論的見解”(Structuralist Explanation of Deprivation)と貧困の原因を家族文化的環境に依拠してみようとする立場—「貧困の文化」(Culture of Poverty)論の流れをくむ—の混合したものとみられる。しかし、彼が基本的に重視したのは、たとえ所得や住宅などの物質的問題が解決してもなお残存する Deprivation の問題であつ

た。すなわち、貧困な両親により育てられた子供が、やがてまた貧困な両親になるという悪循環を断つための、キイ・ポイントをなすのは子供のソーシャリィゼイションの問題であった。

要するに Cycle of Deprivation は、第 1 図によってしめされるような経過をたどるものである。

(a)から(g)までの各プロセスは、つぎのように説明される。

#### 第 1 図 Deprivation の世代的循環(省略)

(a)貧困な両親の社会的特徴 (Social Characteristics) — たとえば低位な教育・技能水準など一は、雇用の選択範囲を下層の不安定な職業に限定する。(b)その結果は低い所得となり、(c)貧弱な住居にしか住めなくなる。(d)貧しい住居は、しばしば全体の環境が悪い地域に位置している。これらの諸要因は、子供のソーシャリィゼイションの発達形成に単独にあるいは集合的に間接的影響をおよぼすものと考えられる。

それへの対策は、つぎの 2 面をもつこととなる。1 つは、所得保障や住居政策であり、2 つは、貧困な両親の教育に対する無関心などによって、所謂 “貧困の文化” によって象徴される特質と、子供のソーシャリィゼイションとの直接的関連を主に対個人サービスによって断ち切ることである。

上記のようにキースの Deprivation の概念は、情緒的貧困と物質的貧困の 2 要因より成っているが、Deprivation の世代的悪循環の基点をいずれに置くかによって、貧困観もことなり、したがって貧困対策の重点もちがってくるであろう。すなわち、上記の循環図からでてくる『第 1 の仮説は、両親の社会・経済的諸特徴からはじまり、この諸特徴がつぎの 2 つの結果をそれぞれ別個に生じせしめる。その 1 つは、家庭の物資的環境であり、その 2 つは、子供の貧しいソーシャリィゼイションに結果する両親の行動(Behavior)である。この仮説に基づけば、子供への貧しい物質的環境の影響は、二次的役割に押し下がられる。これに代る第 2 の仮説によれば、両親の行動や子供のソーシャリィゼイションの発展より、まづ重要なのは、物的状況であり、他方、両親の本来の社会文化的諸特徴は、せいぜい触媒的(Catalytic)機能に低下する。』

これを図示すれば、第 2 図のとおりである。(注 1)

#### 第 2 図ソーシャリィゼイション理論(省略)

われわれは、この 2 つの仮説のうち第 2 仮説の立場に立つ。それはなによりも、第 1 図のモデルによって示されたように、低い社会階層に規定された、子供の貧弱な社会化のルートが生活全般の悪化の結果であることを明らかにしている点でねうちがあるのであって、親の行動もそのかぎりで歪みをもつことがまぬがれないのだから、まさに子供の貧弱な社会化の「触媒的」機能として注目すればよいと考えるからである。

小論における研究方法の(1)で述べた仮説とまたこのことは良く適合すると思う。

### 3 用いる資料と分析の視点

以上の課題と方法を実証していくための資料は、それぞれのパートで詳しく述べているが、総括的に示せば以下の通りである。

#### (1)用いた資料その1—養護相談ケース

養護問題児童の家族の問題をその生活史にまで遡って検討するための資料の入手は、私達のような研究室のスタッフだけでは困難である。

養護児童問題が顕在化するのは、児童相談所であり、またその児童を養護施設へ措置するのも同所である。しかし児童相談所のカルテは各世帯の高度なプライバシーにかかわる内容を含んでいるので、きびしく情報公開が制限される性格を有している。従って、児童相談所の職員の全面的な協力を得て、分析可能な統計情報に加工していただき、それを用いるという方法以外に有効な手立てをとることはできないと判断された。幸い、私達の研究の意図をご理解いただき、釧路児童相談所において養護相談世帯に関する統計的資料の提供を受けることができた。昭和57年と61年の2年間の養護相談事例に関し、①相談通告者、②相談者の動因、③生活水準、④家族類型、⑤両親の最終学歴、⑥保護者の健康状態、⑦職業、⑧長子の年令、⑨末子の年齢、⑩住環境の10項目について集計票に記入するという方法をとった。

しかし、この方法では、以下の点で不十分であることが調査票記入段階で明らかになった。

1)児童相談所のカルテは、相談を受けた児童ごとに記録されており、同一世帯で複数の児童が相談の対象となる場合、調査票もまたその分だけ重複して記入されることになった。相談の時期が同一である場合には容易に判別できたが、時期が異なっている場合には、カルテで確認して一世帯として扱うという作業をあらたに職員の方にお願いすることとなった。われわれの不注意により二重の手間をかけることになったが、一世帯の家族内の変化に応じて児童相談の内容も変化するという当然予測されたことではあったが、変動の経過を追うという本来の課題に合致する作業に到達することができたが、この作業は机上で考えていた以上に手間どるものであった。

2)更に養護相談ケースの相談にいたるまでの経過とその間の家族(拡大家族も含む)の対応、および児童相談所における措置の状況といった具体的経過をつかみ、分析するためには、前記の資料だけでは不十分であった。そこで、昭和57年度に新規に相談におとずれた世帯のうち、担当職員がその経過を十分に把握している世帯を、それぞれの職員からの聞きとり調査で補うという方法を講じた。こうして集められた事例は18ケースにのぼる。

以上のような児童相談所の協力なしには、課題の検討は不可能であった。

(2)用いた資料その2—養護施設出身者調査養護施設の出身者の調査は、全道のすべての施設を対象として計画・実行した。

しかし、その資料は膨大な量にのぼり、遺憾ながらその全体を本報告書に掲載すること

はできなかった。しかし、われわれは全道を対象とする調査の課題と方法を吟味するためには、札幌市を中心とした道央圏に位置する養護施設の協力を仰ぎ、施設卒園者の基本的性格を明らかにする統計資料の提供をうけた。

またそのケースのうち、面接調査が可能であったケースの事例研究も実施した。それらの諸結果を、参考資料として本報告書に掲載することにした。

(3) 分析の視点以上の資料を分析する際の視点は、家族類型、地域移動、職業階層移動に主眼をおき、対象とした世帯の「生活問題」の性格を明らかにするとともに、「問題」の形成過程分析をすることに主眼をおいた。

その際、家族解体の危機に直面したり、社会的に「自立」するにあたって、親族や職場友人や社会福祉諸機関、諸施設とのかかわり、もしくは、「社会的ネットワーク」とも呼ぶべきものの性格と形成という点にもあわせて目配りをするように心がけた。

これら対象に直接関係する児童相談所や養護施設の位置や機能に限定して考察するという態度はとらなかつたが、小論の課題にかかわって、広く社会福祉機関や施設のあり方を検討する視点を提供したものと考えている。

これまで述べた経過に照らして明らかなように、本研究の研究プロジェクトの担当者以外に、資料提供から共同討議に至るまで、児童相談所の職員、養護施設職員の多くの方々のご援助を仰いだ。いちいちお名前を上げて感謝しなければならないところであるが、特に共同研究者全体がお世話になった人々と代表して、帯広大谷短期大学の松本伊智朗氏と、釧路児童相談所の天野香さんのお名前を記して感謝申し上げたい。

本報告書の執筆にあたって、共同研究者とともにこのお二人には常に討論に参加していただき、まとめることができた。松本先生には一部執筆を担当していただいたが、その他の部分は、杉村が討論の結果をまとめる形で執筆した。その意味では文字どうり共同研究の成果である。

## 資料 1－2

### 西尾祐吾著「貧困の世代的継承に関する研究」より

貧困が貧困を生んでいる<sup>1)</sup>。ハーンスタインとマレイによると極めて明快である。貧乏になるのは不幸にも貧乏な親のもとに生まれてきたからであり、社会経済的環境の最下層 5 パーセントに生まれた者は、上位 5 パーセントに生まれた者の 8 倍の頻度で貧困に陥るという<sup>2)</sup>。

現代においては貧困が単に経済的困窮にとどまらず、貧困層が被っている社会的不利益(social disadvantage)、すなわち社会的不平等(social inequality)と貧困文化(culture of poverty)の二つの側面が注目されるようになった。いうまでもなく、個々の貧困現象は、その社会の病理、あるいは疾患からくる症状であるから、個人的特性のみを取り上げるのは適当ではないという意見は妥当であろう。しかし一方で、貧困文化と名づけられた低所得階層に属する一部の世帯の生活様式を無視して現代的貧困に対する十分な理解が得られないのも現実である。

社会的不利益と貧困文化の二つの側面は、車の両輪のごとく密接な関係を保持しながら、貧困を長期化し、再生産しているのであるが、本章では特に貧困文化の世代間継承(サイクル)について考察する。

## 【第2回生活問題研究会】

日時：2002年7月13日14時～17時

場所：法政大学一口坂別館会議室

出席者：杉村、岡部、六波羅、吉浦、

（オブザーバー）土居（H市主任児童委員）、宮内、大岡（法政大院生）、松本

**報告1：岡部卓 「『貧困の世代的再生産』に関する研究動向の見取り図」**

（資料2-1に基づいて報告）

**報告2：ゲストスピーカー土居まゆみ氏「M市における子育て支援事例報告」**

（資料2-2に基づいて報告）

### 1 岡部報告に関する議論

- ・岡部先生は、キーワードとして「貧困、階層、家族、世代的継承（再生産）、政策、方法」を挙げているが、「子ども」もしくは「子ども一家族」を含めることができるのではないか。「家族」というキーワードにももちろん含まれているが、「子ども」に注目することの積極的な意味合いと、子どもに関わる「政策」としての「教育」、ないし「教育保障」が課題として浮き上がってくることが重要ではないか。
- ・「貧困の世代間継承」を考える場合、「遺伝的」要素によって継承されるのか、そうではないのか考える必要がある。基本は、「貧困の再生産」であり、それが子どもや家族を巻き込んでくるというように考える。そうではないと、「親→子ども→孫」というように遺伝的に捉えられてしまうという問題点がある。それによって、ステigmaが付与される可能性もあるのではないか。
- ・「貧困の世代的再生産」は、「貧困の世代的継承」とイコールなのかどうかが理論的には問題になる。青木が指摘しているように「貧困の（世代的）再生産」と捉えると、資本制社会のもとで法則的・合目的的に「貧困の再生産」が絶えず行われている中で、貧困階層ではそのような再生産が世代を通じて起こっていると見るほうが、社会的な対応としての政策、介入方法などの検討の必要性と必然性が明確になると思う。
- ・住宅の問題、住宅階層の問題も含めて考えた方がいいのではないか。たとえば、様々な種類の住宅が存在している（持ち家、集合住宅、分譲、賃貸、低所得など）。「子ども」に焦点を合わせて考えると、環境としての住宅事情は教育の問題とともに重要なファクターのように思われる。また、地域的に限定された問題として現象しているように見える問題を、どのように捉えるべきか考える必要があるのではないか。

### 2 土居報告に関する議論

- ・事例報告に直接的にかかわる質問が多いため、プライバシー保護の観点から記録を省略。

## 資料2－1

### 第2回 生活問題研究会資料

#### 「貧困の世代的再生産」研究に関する研究動向の見取り図

岡部 卓(都立大学人文学部)

キーワード： 貧困・階層・家族・世代間継承(再生産)・政策・方法

- 関連研究分野：
- ① 社会病理論、精神病理論
  - ② 文化人類学、貧困文化論
  - ③ 階層論、アンダークラス論、下位文化論
  - ④ 優生学、貧困サイクル論、悪循環論

- 歴史的研究動向：
- ① 救貧法 - C O S - 現代福祉政策における貧困認識の検討
  - ② マルサス経済学 - 優生学における資源配分論の検討

#### 「貧困の世代的継承」論の理論構造

##### 1) 社会病理認識

- ・ 個人・家族・地域・学校・職域における正常モデルの想定とそれからの逸脱としての病理
- ・ 社会病理の中でうまれる貧困文化
- ・ 人種などとの結合

##### 2) 経済問題（A）と貧困者の意識・行動（B）との関係

- ① AがBを規定する  
マルクスからブリュデューまでの社会科学的接近方法
- ② BがAを規定する  
社会病理論、貧困文化論、アンダークラス論の接近方法

##### 3) ①の系譜の到達点

- 理論の有効性、限界性を検証  
2項対立として単純化することの危険性

#### 政策・方法に関する課題

- 1) 機会と結果の平等に関する議論の検討
- 2) 社会的統合と社会的排除に関する議論の検討

## 文献目録

- ・ ウィリアム・J・ウイルソン／青木秀男監訳『アメリカのアンダークラスター本当に不利な立場に置かれた人々』明石書店
- ・ W・F・ホワイト／奥田道大・有理典三訳『ストリート・コーナー・ソサイティ』有斐閣
- ・ E・リー・ボウ／吉川徹訳『タリーズコーナー 黒人化そう社会のエスノグラフィー』東信堂  
E・リー・ボウ／吉川徹・轟里香訳『ホームレス・ウォーマンを知っていますか』東信堂  
P・ウイリス／熊沢誠・山田潤訳『ハマータウンの野郎ども』筑摩書房  
O・ルイス／『貧困の文化』  
大平健『貧困の精神病理』

## 資料2－2

### M市における子育て支援事例報告

#### 事例：N宅の場合

家族構成：母（54歳）、長女（20歳）、長男（18歳）、次男（中2）

問題状況：

生活：わかっている状況で、7年前から生活保護。7年前から夫は行方知れず。H市のときより受給。現在のD市に来て6年。家賃6万8千円の倉庫状態の部屋で暮らし「ここからでたくない」とのこと。理由を聞くと「引越しが面倒だから」

母の問題：腰痛、膝関節痛などその時々に訴えている。しかし慢性病は特になし。本人は仕事は学歴がない（中卒）し、技術もないし、こんな歳だし、病氣があるからだめとまったくやる気がない。仕事の経験がほとんどない。市役所ケースワーカーの催促「仕事しなさい」で探すが、通うのにバスに乗らなければダメで、お金がかかる、自転車には乗れないから、早朝や夜間は子どもが心配だからだめと社会が閉ざされている感じのことを話す。

次男の問題：次男が小学5年のとき、不登校、給食費1年以上滞納とのことで学校より連絡あり。次男は現在の学校には小2時H市より転入。腎臓病ネフローゼあり。当初の数年は過激な運動の禁止、塩分制限など、比較的緩やかな制限あり。しかし通院はしていて、現在はほとんど運動、食事など制限はなし。半年に1回定期検診程度。

しかし母の話によると「いじめがあったため、学校にはいけない」。担任の話から、小2のときからさみだれ的に登校、小5時には同年齢のこどもと遊べない、学校に来ても保健室しかいられない、始業式や運動会などの行事とその前後数日しか出てこない。保健室の先生によると保健室では小さい子どもの面倒はよく見る。先生との会話はできる。しかし同年齢の子どもとかかわれない。現在、1学期に2日程度登校。たまに出て行くと、友人からいじめられると行かない。担任の話によると、何気なくからかう、冗談程度なのに。学校の相談室に紹介するも行かない。母に市の教育相談を進めるが「ウチのこは病気でない」と断る。家では料理が好きで家族の食事を気が向くと作っている。

長男：H市からD市に転入の前、一時養護施設にて、D市転入時も高校に入りたいと一人で施設にとどまる。しかし、高校は1年で勉強がいやと中退。現在理解のあるスーパーで1日数時間のパート。障害者福祉枠での仕事。特に大きい犯罪歴なし。

長女：都立高校3年の春にいじめが原因で中退。「お父さんが学費を払ってくれないから。やめるしかない」学費滞納三十数万円。ほとんど支払っていない。ファミレスで、ウェーブレスのパート1年するが、人間関係がうまくいかずやめる。「残業が多く、そのぶんの給料くれない、大変な新人の指導をさせられて給料が同じなんかいやだ。」その後、体調を崩す。ストレス性の胃潰瘍（入院）、卵巣脳腫（手術）。保育士になりたいが、高

卒の資格もないし、専門学校のお金がないからだめ」現在、職員が長期休暇の代替の児童館職員をバイトで不定期にする。

今後に向けて：

1. 家賃の滞納があったので、市営住宅に転居するように説得する。
2. 子どもの自立のために市役所で経済的な支援をする。
3. 母のカウンセリングをして子どもと分離させる。

## 【第3回生活問題研究会】

日時：2002年8月10日 14時から17時

場所：都立大学人文学部会議室

出席者：杉村、岡部、六波羅、土居、大岡

報告：岡部卓「『多問題家族』に対する援助—15年間の事例」（資料3-1に基づき報告）

### 報告に関する検討

- ・ 生活保護で「多問題家族」といえば、現実では「処遇困難ケース」とイコールになると思う。「多問題家族」というとらえ方が、差別的で偏見を与えやすい類型化であり、留意しなければならないことがよくわかった。その上でいわゆる「多問題家族」として類型化される世帯の共通性として、多重債務問題や精神障害がその例として挙がってくることが想定できる。
- ・ 住む場所があることにより、そこを基盤として世代間継承が成立するのかと疑問に思う。また、それに2種住宅のサブカルチャーが影響しているのかどうかが論点になるだろう。
- ・ 軽度の知的障害・精神障害の人々に対して、これまで有効なサポートがなされていなかった（いない）こととの関連もあり、生活保護が関わってくることが多い。例えば、養護学校の義務化がなされてない時代に義務教育を終えた障害者と、現在養護学校義務化が行なわれている中で成長した障害者の状況は異なるのではないか。加えて、知的障害・精神障害に対する社会の見方にはスティグマが存在することも考慮に入れる必要がある。
- ・ （共同作業所等のような）役割をもつこと、役割を持つてゐる場所があること、それをサポートする人がいて、働く場所があることが大切なのではないか。例えば、ある人は作業所に行くが、またある人はドヤに行く。機会が与えられていないことによって、不平等が生じる。その人がうまく生活していくかどうかは、その人を受け入れる地域・職場・その人が鍵になってくるのではないか。また、文化的な環境、スティグマ、社会関係などどのような環境におかれているのか見る必要がある。
- ・ 生活保護には落とし穴がある反面、最低生活を保証する役割がある。生活保護は一般・普遍的な制度であるにもかかわらず、本来果たすべき役割として機能を果たしていないために、特殊なものとなり、一般の人が受けにくい状況がある。
- ・ 生活保護の中で世代間継承されるのではなくて、生活能力の障害そのものが親にも子どもにも存在し、そのため生活保護から抜け出せないという状況なのかどうか、整理しなくてはならないように思う。

### 資料3－1

#### 【福祉事務所】 多問題家族に対する援助

はじめに

本事例は、福祉事務所が15年余にわたって断続的にかかわってきた生活保護ケースの実践記録である。精薄の母親を中心に離合集散を操り準しているケースであり、生活保護受給の終局場面においても様々な問題を包含しながら「廃止」という経過をたどっている。

本事例のような多問題家族ケースは、複数の問題が重なり合いまたそれが相互に作用し合いながら展開していく特徴を持っているため、当事者である家族の問題解決能力の評価を含む診断、治療方法の妥当性等についてより一層の「専門技術」が要請されている。しかしその点に立脚して本事例に言及すれば、援助者(機関)である福祉事務所及び関係機関担当者が「援助者(機関)」として十分その「専門技術」を駆使したかという基本的な問題が課題として残り、多くの反省材料を提示していると考える。

さて本事例が利用している生活保護制度は、最低生活保障と自立助長を法の目的としてもつてはいる制度である。そのため生活保護が対象とするケースについては、当然「貧困」を基底にそこより派生する様々な問題に力点を置いた援助活動となる。すなわち最低生活を保障しながら、「権利・義務」関係の遵守の徹底、「指導」「指示」等を行ない「自立」に結びつけていく作業であるといつてよいであろう。また本制度の場合は、経済的「自立」が生活保護の廃止となるが、「自立」の本来的な意味での個々人の社会的人格的「自立」(成長)につながる援助活動は、福祉事務所にとどまらず様々な場で今後も継続する必要がある。本事例は生活保護の断続的な受給をしており、今後も再支給の可能性が非常に高い。受給時にどれだけ真の意味での「自立」につながる援助活動ができたか、またその後のフォローアップがされているか問われる課題である。

さらに本事例は生活保護、他の福祉サービスに対する利用に、対象世帯の「(慢性的)依存」「スティグマ」「抵抗」が絡み、指導を一層困難にしている実態がある。そのため心理的・社会的状態を考慮に入れた援助活動が当然必要となってくる。この点は実践記録を報告する上で大事な柱の一つになってくるものである。しかし本事例の実践記録は事実経過の記載が記録の中心に置かれ、心理的・社会的状態をどの程度考慮して援助活動が行われてきたか記録上判断つかない面が多くある。このことは本実践記録にとどまらず生活保護ケース記録の一般に通じる問題点としてあげてもよいとおもわれる。つまり保護費を支給する根拠となる生活実態・生活需要を明らかにする最低生活保障部分が記録の中心に(あるいは傾斜し)、経済的自立を除く自立助長につながる援助部分は記録上省略・看過しがちであることである。上記からも推察されるように本事例は、必ずしも援助活動として問題解決に寄与した事例として適当であったか反論の余地があろう。しかし今日福祉事務所で行われている関わりの一端は示しているものとして一定の有効性があると考えている。なおこの間生活保護担当CWが11人交替していることを付け加えておく。

## 1、事例の概要

### □生活保護受給歴

- ①S47・7・5～S47・7・5
- ②S47・12・25～S48・1・18
- ③S48・6・19～S54・12・1
- ④S54・12・18～S54・12・19
- ⑤S55・12・16～S57・6・2
- ⑥S58・4・1～S62・2・1

### □ 家族構成

#### ○第1回申請時家族構成

- ・妻(主)一和子(仮名)S23・2生 当時24才  
(精薄軽度 男性遍歴重ねる。)
- ・夫(元夫) S10・2生 当時37才  
(日雇、後にアル中判明、蒸発を繰り返し離婚。昭和61年病死。)
- ・長男 S44・10生 当時2才  
(後に怠学、窃盗、不純異交遊。児童相談所一時入所①S48・12・14～S48・12・21②S54・11・28～S54・12・11③S54・12・18～S55・12・20)
- ・次男 S45・8生 当時1才  
(後に怠学、窃盗、不純異交遊、シンナー、内妻との間に1子もうける。  
児童相談所一時入所①S48・12・14～S48・12・21、②S54・11・28～S54・12・11③S60・1・14～S60・1・17 養護施設入所S54・12・12～S55・12・20)
- ・長女 S47・3生 当時0才  
(後にてんかん判明、怠学、窃盗、不純異性交遊、無断外泊等。乳児院緊急保護S48・12・14～S49・12・14、児童相談所一時入所①S54・10・25～S54・10・30②S54・11・18～S54・12・11 養護施設入所S54・12・12～S55・12・20)

#### ○その後の世帯員の転(出)入

- ・次女 S48・12生  
(後に怠学、窃盗、不純異性交遊、無断外泊等。養護施設入所S54・12・12～S55・12・20、児童相談所主催デイキャンプ、教育キャンプ、スポーツ大会参加)
- ・前夫 S11・6生  
(日雇、ギャンブル・長男を連れ和子と再婚するが、トラブル絶えず転出へ。)
- ・前夫の長男 S53・2生  
(精薄軽度、前夫の虐待で無認可のD施設へ預けられる。)
- ・和子の実母 T13・2生  
(精薄軽度、うつ病。転入後入院へ。)
- ・姪 S44・10生

- (転入後、窃盗、不純異性交遊、無断外泊等を繰り返し転出へ。)
- ・次男の内妻 S45・6生  
(次男と内縁関係となり子供をもうけるが、子供を置いて転出。)
  - ・次男の長女(孫) S・T S62・2生

#### □生活歴

##### ○ 和子(主)

C県に4人姉妹の第2子として生れる。非嫡出子。A県にて育つ。中学中退。出身世帯も生活保護受給していた。農業手伝い、飯場賄い婦等の仕事につく。元夫と結婚、4児をもうける。こどもに手がかからなくなつてから、簡宿街にある食堂でパート仕事につく。知的に低く、また読み書きもできず。しかし家事仕事に関しては一応無難にこなせる。身ぎれいに化粧をしているおしゃれな面がある。

性格的には相当強情である反面、性のモラルに欠け、近づく男性を拒否しない部分が問題につながっている。59年避妊手術を受ける。中艶8回。

自分の子供に対して、母親としての認識・愛情を持ち、また実母に対しても大事にしたい気持がある。

##### ○ 元夫

A県に8人兄弟の第6子として生れる。父は会社員をしていた。中卒後地元で工員、運転助手等に従事、本人22才時父が死別してからは家を出、新幹線の工事等をしながら各地を転々とする。

S42年和子と知り合い同棲し2人で稼動(主に□□方面、和子は飯場の賄婦等)。S44年長男誕生したため婚姻届提出。その後しばらく□△にて建築日雇をしながら生活。

仕事仲間から高賃金の日雇仕事があると聞き、S46年B市の簡宿街へ移り住む。簡易宿泊所に居住し船舶日雇をしながら家族を扶養。

S49年第2種公営住宅入居。

保護開始以前からアルコール依存傾向強く、内臓等相当痛める。また仕事より酒に走るため知人等からの借金の返済に困り数月蒸発すること幾度か有る。

性格的には、人の好いところがある。和子と離婚後も簡易宿泊街周辺に住み、子供達と時折会い小遣いを渡していた。S61年夏病死した際は、母子そろって葬儀に参列している。

##### ○長男

中卒後最初仕事に就くがすぐ退職。その後ビル等の内装仕事へ。長男としての意識強く、在学中は、暴力で弟妹を押さえようとした面があるが、社会人となってからは、トラブルもなく、母や弟妹とはうまくやっている。

##### ○ 次男

中卒後工員に。しかしすぐ辞め2ヶ月ブラブラした後、工員を経てトビ職に。知的に多少低い面があるが、性格的におっとりしている。

内妻との間に62年子供をもうける。

##### ○ 長女

幼少時てんかん治療を受け、通院に付き添い続けた夫に可愛がられていた。母親の後を

ついて歩くこと多く、和子再婚後は継父を強く拒む。中学生になってからは、家事の半分をこなす。

○ 次女

無口。クールで単独行動多く、意志も相当強い。家庭がおもしろくないと簡易宿泊所に居住する初老の男性の部屋に逃げ込む。

○ 前夫

土木作業員。C県に出生。幼少時実父と死別。その後親類に引き取られるがやがて家出・し、中華そば屋で働きながら中学卒業。以来、プレスエ、土建、トラック運転手等の仕事に従事。53年内妻との間に男児生れる。しかし酒癖の悪い内妻が、ミルク代をも飲んでしまうことから、内妻を追い出しが、乳児を抱え稼動できず、保護を受けていた。粘着性の強い性格。

○ 前夫の長男

父親の愛情を受けて明るい性格であったが、父の再婚後継母(和子)をなじめず、そのため父から虐待を受け、暗く無口になる。本家族からはじきだされD施設へ預けられる。胎児性アルコール中毒。精薄軽度。

○ 和子の実母

C県の農家に出生。父、幼少時死亡。母、妹の3人暮らしであった。未就学。近所の子守り等をしながら生計を助けていた。同地で知りあった内夫との間に長女、次女(和子)もうける。内夫(氏名、職業不詳)は、妊娠2ヶ月(和子懐妊中)時に失踪。その後、H県の各地を2子とともに転々とするが、炭鉱夫と知り合い3子(三女、四女一生後まもなく死亡、五女、いずれも非嫡子)もうける。炭鉱夫、脳卒中で死亡後は、全国各地で生活保護受給。転入前は、五女夫婦世帯と同居(E市で生活保護受給中)。精薄、うつ病の精神疾患あり。転入後、前記疾病に環境の不適応も加わり精神病院入院となる。

### □保護受給経過の概要

本事例は、昭和47年7月長男が怪我をしたが、生活が苦しいので医療に掛けられない、との訴えが福祉事務所にあったことから出発する。一度受診したが、怪我は軽傷であり治療の必要はないとの家族の判断で連絡を一方的に絶ち、生活保護は廃止となる(①S47/7/5～S47/7/6)。

3ヶ月後、元夫が和子と3人の子供を残し蒸発、そのため生活に困り再び福祉事務所に相談があり、生活保護を開始するが、まもなくして元夫が戻ってきたことから生活保護は廃止となる(②S47/12/25～S48/1/18)。

半年後、次男、長女の発熱が続いたため近くの個人医院に自費で受診させたが、医療費が続かず通院中止。生活費にも事欠く状態との訴えで福祉事務所に相談あり。その時和子は妊娠4ヶ月の身重。生活保護の適用となる。

その後、元夫は蒸発を繰り返す(S48/9/7～S49/11/9・S50/8/6～S51/6/21)。蒸発中のS48/12/ 次女出産 S49年11月従来の住居である簡易宿泊所から第2種公寓住宅(簡宿街内に位置する)に入居。元夫、家に戻ってきたS51年6月頃より、長年にわたる過度の飲酒のため内蔵を痛め通院をはじめる。

S52年9月より和子、簡宿街にある食堂にて就労開始する。S54年8月和子・食堂で知りあった日雇労働者P(以降愛人Pと略す)と駆け落ちする。愛人Pとの間に子供をみごもるが中絶(S54/11/9)。相前後して元夫は、父子心中するため4人の子供を連れ2週間余実家等各地を泊まり歩く。一旦元夫、和子とも住宅に戻り、愛人Pを交え三者で今後のこと話し合うが、折り合いつかず。その後夫婦の関係修復つかないままに和子は、愛人Pの許に。元夫と子供4人が残されたが、男手ひとつでは子供たちを養育していくことができない、との元夫の申し出がある。福祉事務所、関係機関の判断から養護施設へ入所措置となる。生活保護は廃止へ(③S48/6/19～S54/12/1)。

和子は愛人Pと簡宿街で同棲生活を始めていたが、妊娠中絶の術後経退がおもわしくないことから関係悪化し、愛人Pの所から元夫の住む公営住宅へ戻る。通院したいと考えていたが手持金もないため福祉事務所へ相談。H病院受診。1ヶ月の要治療に安心し、その後通院せず。生活保護廃止となる(④S54・12・18～S54・12・19)。

1年後元父、連續飲酒等の問題行動があらわれアルコール依存症治療のため入院を、また養護施設入所中であった子供達が措置解除となり帰宅するため、和子のパート収入だけでは生活を支えられず、生活保護を開始する。S56年4月元夫、退院してくるが断酒できず、和子とトラブルが続いた末「酒はやめられない。」と広言し、蒸発(9月)。前後して和子も夜遊び、外での飲酒が始まる。この頃より子供達の虞犯行為、怠学、外泊が出てくる。S56年10月、周囲の離婚してはとの勧めもあり、帰宅した元夫を家から出す。並行して日雇労働者Xと再婚を前提にした同居を始める。

しかしS57年5月、近所の男性Yと和子が親しくしている場面を、帰宅したXが目撃。喧嘩となりXはYに刺され死亡する。

この事件で、和子は近隣の住人から非難を受け、住宅に居づらくなる。関係機関も加わり協議した結果、本人の希望にもとづいてE市に居住する妹世帯の近くへ家を借り転出することになる。E市の福祉事務所へ移管する(⑤S55・12・16～S57・6・2)。

その後B市へ刑事事件の証人として何回か呼び出されているうちに、妹の夫(義弟)の酒乱から逃れたいという気持ちも働き、友人の紹介する前夫(父子で生活保護受給中)と58年4月再婚。前夫世帯に、和子と子供4人は世帯員転入という扱いで引き続き生活保護適用。再び同公営住宅(前夫名義)で生活を開始。58年11月、E市の妹宅に同居していた実母、義弟の暴力に耐えられず、和子の許へ、転入。

再婚直後から、夫婦関係、親子関係にそれぞれ軋轢が生じ、トラブル頻発(夫婦間の争い、子供達の怠学、窃盗、外泊等の問題行動)。再三離婚話が出る。一時期子供達を知人宅、D施設(無認可、24時間預かり。簡宿街にある。)それぞれ預ける。また、実母は不眠を訴えて精神病院入院へ。

家族、一家離散の状態となるが、前夫の長男をD施設に残し、和子の子供達のみ引き取る。しかしそれにより再びトラブルが頻発する。

60年10月、姪(E市在住している妹の長女、16才)、父親との関係悪化で家を飛び出し、同世帯へ転入。(就・退職を繰り返す。その後無断外泊が続き、61年4月転出へ。)60年12月、離婚の気持ちを強く持っていた和子、前夫の「出て行け」の暴言を機に話し合うが、公営住宅を出て簡易宿泊所に移り、戻ることを拒否。和子、子供4人および姪に対しアパート認定

を認め、前夫と別世帯扱いにする。

しかしその後「何としても別れたくない」という前夫が実力で和子のアパートに入り込みトラブル続く。和子、61年6月家庭裁判所へ離婚調停の申し立てをする(その後取り下げ)。その直後前夫の福祉事務所への不正申告判明。事情説明を求めたところ、子供達との喧嘩も重なり、7月7日以降前夫家出。それ以降世帯内一時安定。

10月、次男の内妻(妊娠中)が世帯員として転入。62年2月女児出産。その後女児置いて実家に戻る(62年7月)。次男、シンナーを吸引。

62年11月、前夫、別の女性と同棲していること判明。離婚届提出。

62年12月、和子、知人に紹介してもらった愛人Z(35才)と結婚を前提に同居すると申し出。愛人Zは競馬の予想屋で生計維持。子供達の内長男、次男は和子の行動に反発しアパートに残留。また長女、次女、孫は和子と一緒に愛人Zの居住するアパートで同居となる。63年1月末長男、次男との関係修復し愛人Z、和子、長女、次女、孫、(和子名義の)アパートに戻り生活を始める。63年2月1日、愛人Z、長男、次男の就労で生活の目途がついたとの申し出にて生活保護廃止となる(⑥S58・4・1～S63・2・1)

□本事例は、15年余の長期にわたっているため、次の3つの局面に分けて援助経過を記述する。

○局面(1) S47・7・5～S54・12・1

和子、愛人をつくり元夫と子供を置いて家出。子供を養護施設に措置するまで。

○局面(2) S55・12・16～S57・6・2

子供を施設より引き取る。元夫を追い出し、日雇労働者Xと同居、そのX死亡まで。

○局面(3) S58・4・1～S63・2・1

和子、前夫と再婚その後別居から離婚、愛人Zとの同居まで。

なお援助経過を記述するにあたり、面接(訪問、所内)及び関係機関との連絡等で不必要とおもわれる箇所、差し障りのある箇所及び軽微と判断されるもの、については、援助経過記録から削除してあることを附記しておく。

## 2、援助経過一局面(1)

### S47年7月

<第1回目保護受給 S47/7/5～S47/7/6>

・長男、10日前に自室(簡易宿泊所)で転倒し右足首を打つ。前日赤の無科検診を受けたところ精密検査をしたほうがよいと医者から言われたが、生活が苦しいので受診させられないとの訴えで、7/5G相談所(公立、B市条例設置。簡易宿泊所内に位置し住民の総合相談を行なっている。現金・現物給付はしていない。以下相談所と略す)に相談。

・福祉事務所を紹介され元夫来所。同日長男をH病院で診てもらう(診断一麻疹後遺症の疑

い)。その後調査のため何度か家庭訪問をしたが不在。来所するよう連絡等を入れるが訪れず。通院も初診のみ。1日のみの医療扶助適用。

- 申請時家族構成一元夫37才、和子24才、長男2才、次男1才、長女0才

<第2回目保護受給 S47/12/25～S48/1/18>

12月

- 5日前より元夫、行方不明。和子、3人の子供を抱え働くこともできず。福祉事務所に生活保護申請(12/25)。

元夫は「酒も飲まず、警察に引っ張られるようなタチ(気質)ではないので心当たりがない。」。部屋代40日分滞納(日払い)。家財道具として衣類、炊事道具白黒テレビあるのみ。室内は散らかっている。元夫の家出時は2万3千円の手持金があったが、消費してしまい申請時はなし。社会保険未加入。

- 和子、言葉もはつきりせず、また十分受け答えもできない。知恵遅れで日常生活に支障がありと判断されるため、「夫、帰宅まで母子寮に入所しては」とすすめたが本人乗り気ではなく、当面在宅で生活状態をみながら保護していくことにする。

S48年1月

- 1/18家庭訪問。  
(管理人より)3日前に元夫が戻り共に出ていったと。居所不明にて保護廃止。

- 申請時家族構成一和子24才、長男2才、次男1才、長女0才。

<第3回目保護受給S48/6/19～S54/12/1>

6月

- 3日前次男、長女が熱を出したため病院に自費で受診させた。しかし手持ちの現金が少なく通院中断。また和子妊娠4ヶ月の身で体調思わしくなく、めまい、食欲不振を覚え日常生活も困難になっているとの訴えで、相談所に来所。同相談所より福祉事務所に連絡(6/19)。

- 同日家庭訪問。当宿している簡易宿泊所の自室4畳半は前回保護受給より世帯道具として箪笥、戸棚、洗濯機が増えている。家賃は滞っていない。

前回家を空けた件については、C県に長期出張仕事(日雇)で出かけており、和子にも話し合意を得ていたはず、和子は「頭が正常でないため迷惑をお掛けしました。」。元夫も和子の生育歴、生活歴、親族等はあまり知らない。

- 6/19より生活保護適用。
- 申請時家族構成一元夫38才、和子25才、長男4才、次男2才、長女1才。

- ・次男、長女とも診断一上気道炎にて外来通院1ヶ月。

9月

- ・9/7相談所より連絡。和子から、元夫、仕事に行ったきり戻ってこない。所持金も底をつき生活できない。何とかしてほしいとの申し出があった。(来所指導依頼。)
- ・翌日、和子、元夫の友人と称する男性を伴い来所。友人は、本世帯と交流多く何かと相談を受けている。元夫、8/29、2千円を置いたまま現在も戻らず。ミルク代も事欠く有様。当初友人は4千円貸したが長期に亘る援助は無理である。3年前にも1ヶ月いなくなつたことがあり、その時、友人が知人等に捜してもらい飯場から連れ戻してもらったことがある。警察へ捜索願届出済。

12月

- ・12/△△出産のため入院、女児出産(正常分娩)。
- ・和子、子供達の世話ができないため長男、次男は児童相談所へ(一時保護)、長女は乳児院へ措置。
- ・12/2和子、退院し子供達(長男、次男)を引き取る。

S4 9年1月

- ・1/17長女を引き取る。
- ・子供の入籍指導・育児指導等の子供へのケア、母子寮の入所の検討等を行う。「入っても(皆と一緒にで、またいろいろ言われ窮屈だから)いやになって出てしまう。」から母子寮には入るつもりがないと固辞。
- ・住居狭隘であることから公営住宅に入居を勧め、和子申込みをする。

11月

- ・11/18第2種公営住宅(簡宿所街内にある)に入居。

12月

- ・12/14育児指導している保健婦から、元夫が戻っているが、手足がしびれ歩くのがやっとの状態である。福祉事務所へ向わせるとの連絡入る。
- ・同日・元夫来所。(蒸発については)仕畜を求めて藪場を転々としていた。元気に働いているうちは家族のことを考えなかつたが、10月中旬から体調崩れあまり働けなくなり、11/9和子の許へ戻った。身体を休めればすぐ治るとおもっていたため(戻ってきたことを)、届けなかつた。が少しも良くならないため医者と生活費を何とかしてほしい。(届け出義務の履行、養育責任等はたすよう強く促す)。